

太田市政 2期目スタート



市民からの花束を抱え登庁する太田市長

一意専心 まちづくりに進進します

匠瑤市長 太田安規

2月13日、太田安規市長が選挙後初登庁し、多くの市民の皆さんや市職員から盛大な拍手で迎えられました。市役所玄関前で歓迎の花束

を受け取った太田市長は、笑顔で応え、「市民の皆さんにご協力をいただきながら、一意専心頑張る」と、2期目に向けての抱負を述べました。

このたびの市長選挙におきまして、引き続き市政運営を担わせていただくことになりました。改めまして、その責任の重さに身の引き締まる思いをしております。

この4年間で謙虚に振り返り、慢心することなく、「初心忘るべからず」の気持ちで今後も市政運営に取り組んで参ります。

参加による市政の推進」の5つの分野に重点的に取り組んで参ります。

1期目の4年間では、県下でも先駆けとなる中学生までの医療費の無料化、3人目以降の保育料の無料化などの子育て支援施策をはじめマニフェストに掲げた施策は一定の成果を上げることができたと考えております。市民の皆さんの負託にも概ね^{おおむ}応えられたものと思っておりますが、まだまだ匠瑤市には、少子高齢化や人口減少による地域活力の低下など解決しなければならぬ課題が山積みしております。とも十分認識しております。

市長選挙にあたり、2期目のマニフェストとして、「安心・安全」、「産業振興」、「市民参加」をまちづくりの基本方針に掲げ、匠瑤市のまちづくりに取り組んでいくことをお約束しました。そして、その実現のための重点施策として、市民の皆さんが健康や生きがいを感じ、安心して暮らせる「健康・福祉・医療の充実」、産業と観光業の連携による「地域経済の活性化」、計画的な「都市基盤整備の促進」、「コミュニティの育成」と交流活動の促進、「市民

これからの4年間、市民の皆さんに「匠瑤市に住んで良かった」と実感していただけ、魅力と活力のあるふるさとづくりのため、全力で市政運営に邁進する所存でありますので、引き続きご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新市議会議員紹介

(敬称略)



とし敏
あき明
はやし林

昭和26年生まれ 62歳
野手在住

申告書は自分で正しく作成

税の申告は3月17日(月)まで

平成26年度(平成25年分)の市・県民税の申告や所得税などの確定申告の受け付けは、3月17日(月)までです。期限間近は窓口が混み合う場合がありますので、申告書などは自分で正しく作成して早めの提出をお願いします。

作成済みの申告書の提出は郵送でも受け付けています。申告書控えに収受印が必要な人は、切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入)を同封してください。なお、詳しい内容は広報そうさ2月号4、5ページをご覧ください。

◆市・県民税の申告が必要な人

- ①平成26年1月1日現在、匝瑳市に住所があり、平成25年中に所得のあった人
- ②勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人(勤務先で確かめください)
- ③給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人
- ④公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人(年金から引かれていない社会保険料の追加、医療費

控除の追加、扶養の変更または追加など)

⑤公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人
※確定申告書を提出した人、提出する人は、市・県民税の申告をする必要はありません。

◆無収入だった人など

平成25年中に高齢や無職などにより所得の無かった人、扶養されていた人、平成7年4月1日生まれ以前の学生の人、または非課税所得(遺族年金、障害年金など)のあった人などは、市・県民税申告書の裏面にその旨を記入の上、提出をお願いします(国民健康保険税などの軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になりますので、忘れずに申告してください)。

◆申告相談日程

相談期間：3月17日(月)までの9時~12時、13時~16時(土・日を除く)
相談会場：市民ふれあいセンター、野栄総合支所
日曜申告相談日/会場：3月9日/市民ふれあいセンター

※株式や土地・建物を売った譲渡所得のあった人、消費税申告については、銚子税務署へ直接ご相談ください。

◆相談時のお願い

申告書の作成アドバイスを受ける人は、申告書、印鑑、証明書などの必要書類、電卓、筆記用具などを持参の上、会場へお越しください。

なお、医療費控除のある人は、領収書の集計、事業所得や不動産所得などがある人は、売上額や仕入れ額、経費などの集計を事前に済ませておいてください。

◆申告書提出・問い合わせ先

市・県民税の申告について
〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝瑳市役所税務課市民税班
☎73・0087
所得税、消費税の確定申告や相続税、贈与税について
〒288-8666 銚子市栄町2丁目1番地1号
銚子税務署(郵送の場合)
☎0479・22・1571

むやみに移動を開始せず、落ち着いた行動を

災害発生時の心得

東日本大震災のような大規模災害が発生すると公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。また、災害発生時に多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めるため、火災や沿道の建物からの落下物などにより負傷する危険があるばかりでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げとなります。

災害発生時には、むやみに移動を開始しないことを心掛けます。また、千葉県ではコンビニやガソリンスタンドなどと徒歩帰宅支援協定を

締結しており、水道水、トイレや交通情報などを可能な範囲で支援をしていただけます。

◆災害時の心得など

○まずは自分の身の安全を確保し、職場や集客施設などの安全な場所にとどまり、交通情報や被害情報などを入手しましょう。

○災害用伝言サービスで家族の安否などを確かめましょう。

○職場などに歩きやすいスニーカーや懐中電灯、手袋、食料などを用意しましょう。

問 総務課消防防災班

☎73・0084

転倒・落下防止対策

家具など固定

大地震が発生すると地震対策をしていない家具などは、転倒や落下などをする恐れがあり、その下敷きになる場合など状況によっては、けがを負ったり死亡してしまうことがあります。また、散乱した家具などで、避難が遅れてしまう場合もあります。

被害を防止するために、家具などを壁に固定するなどのほか配置の工夫、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策をしましょう。

また、強引に工事を勧める悪質な訪問業者などには、注意をしてください。

問 総務課消防防災班

☎73・0084